

事務局より

- ・オンライン会議、会議の公開等説明
- ・委員紹介、事務局紹介
- ・資料確認

報告（1）令和2年度 福岡市発達障がい者支援センター事業の実績報告

発達障がい者支援センター所長より報告後、議事に移る。

（委員）

18歳以下の子どもを見ているが、よく発達教育センターとどう違うのかと聞かれることがある。発達教育センターと発達障がい者支援センターの違い（何をするとところ）についてどう答えたらいいのか。

（委員）

発達教育センターと発達障がい者支援センターの違いは、発達障がい者支援センターが発達障がいに特化しているということ、年齢制限がなく、小さい子どもから大人まで対応が可能であるということが大きく違う。また、発達障がい者支援センターは福祉の立場で生活面の支援をメインに行っていることである。

（委員）

発達障がいの子どもは共通しているということか。

（委員）

そのとおりである。発達障がい者支援センターが担うのは主に相談支援、面接の相談になり、家族と一緒に子どもへの支援をどうしていくかという家族支援の部分が大きくある。学校は学校の中で本人に対してダイレクトにどうするのがメインになるかと思う。

（委員）

では、発達教育センターは家族支援が、ちょっと薄いという事か。

（委員）

発達教育センターでも、もちろん家族支援をされるが、継続して相談を年齢制限なしに対応できるというのが発達障がい者支援センターということである。

（事務局）

他に質問はないか。

（委員）

新型コロナウイルスの影響でコンサルテーションや連携会議、研修事業が減少したということだが、大体去年から比べてどのくらい減少したのか。

（委員）

具体的にいうと、支援会議が50件から39件、個別事例に関する機関コンサル（個別の相談者への機関コンサルテーション）の件数が176件から58件で3分の1ぐらいに減った。また、連携会議が77件から53件、機関全体への機関コンサルテーション（事業所全

体に対しての支援)が226件から75件と減少。

感染症への対応の中、なかなか集団の中に私たちが訪問することができにくくなった。先方も慎重になっていることもあり、件数は減っているが、その分、個別事例に関する連絡調整を密に行うなど、1人の支援者と個別にやりとりする形を増やして対応してきた。

(事務局)

続いて、報告2、発達障害者支援センターにおける事例報告、テーマ「予防的な支援」について報告をお願いします。

報告(2) 福岡市発達障がい者支援センターにおける事例報告 ～テーマ「予防的な支援」～

発達障がい者支援センター所長より説明後、議事に移る。

(委員)

学齢期の子どもを対象にした事例だが、発達教育センターとの連携や分野調整していること、学校現場との連携で、苦慮していることなど教えて欲しい。

(委員)

発達障がい者支援センターの相談者は、学齢期の場合は保護者だが、保護者にも様々な気持ちと段階がある。学校との連携を望む望まないというケースバイケースなところがまずある。そこは気持ちや段階に沿いながら支援している。また連携するときは対象児が在籍している学校に相談している。そういう意味では発達教育センターよりも学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカーと繋がることが多くなっている。発達教育センターとの連携は、特別支援教育連携協議会というような、支援システムのあり方を検討する場でも行っている。

(事務局)

関連して、発達教育センター所長、何かあるか。

(委員)

発達教育センターは教育委員会内の組織で、主に学校の中での支援に対応している。家族支援が全くないわけではないが、福祉とつなぐとなると発達教育センターだけでは難しいので、発達障がい者支援センターなどの福祉関係に相談している。学校現場は発達障がい者支援センターをととても信頼している。専門のプロフェッショナルな職員がいるので、しっかり繋がり、子どもの情報共有が必要であれば連携を行っている。

(委員)

現在どのくらいで、今後どういうところにどんなふうに、こういう人材を増やしていくことが大事なのか。

(委員)

アセスメントができる人材が現在どのくらいで今後どんなところにどんなふうに増えたら望ましいかということだが、特に成人の本人とのやりとりは本当に難しく、見通しの提示や言葉の選択、また視覚的に伝えながら話をした方がいい、一つずつ確認するなど、発達障がい者支援センターの職員も支援者としての経験があっても、センター職員としてもう一度、初めから数年間かけて、学んでいくことになる。面接相談のスキルを身につけるとなるとなかなか時間がかかると思う。

また、成人の当事者はいろんなところに相談に行く。そのため、相談のキーとなること

ろに、発達障がい者との面接相談のスキルのある方がいると、本人の相談や家族の相談がスムーズになるということは、発達障がい者支援センターとしても思っている。

(委員)

成人の当事者が利用しているところに、こういうスキルを持っている人がいれば、一つの言葉でトラブルになるようなこともないと思う。トラブルになり当事者が二度と行かないというような、経験をした保護者の話も聞いている。

今後、スキルを持った人たちの人材を育てるのは、どこがどのように担っていくのか。

これだけ人材が少なく、成人期からの相談も多く学齢期からの相談もあるため、今後スキルを持った人たちを育てることは、とても大切なことだと思う。今後の見通しなどを聞きたい。

(事務局)

やはり専門的なコーディネートのできる人材というのは重要であり、それぞれの支援機関で、発達障がいに関する知識を持った上で対応することは大切なことである。また、コーディネーターだけではうまく支援に繋がらない場合もあるため、支援機関向けの研修などに取り組んでいく必要がある。

発達障害者支援センターと一緒に連携しながら、各種専門機関への研修や、保護者向けの研修、またそのペアレントメンターの活動などを通して、より多くの方に発達障がいについての理解を広めながら、支援できる体制ができればと思う。

他に質問はないか。

(委員)

行動障害のある子供たち、他害自傷がある子供たちの家族は大変で、障がい者や障がい児は行き場がない。ぜひ、研修等の中で受け入れ先が広がっていくような方向で考えていただきたいと思う。

(事務局)

行動障害についての研修等も今後検討しながらやっていきたいと思う。

他に質問や意見等ないか。

(委員)

発達障害者支援者養成研修や、放課後デイサービスの職員の方々に向けた研修を実施した。現場は熱心であるという印象を持った。これが定着して、その一つ一つのことで、施設がより良い方向に行くのではと思っている。ただ、相談者が非常に多く、発達障がい者が100人いれば100通りの発達障がいの要素があると言われてるように、その難しさが現場の中の実践の難しさに繋がっていると思う。

(事務局)

他に意見等ないか。

では、次の議題、報告3 発達障害のある児童生徒への支援～学校での取組みの現状について～ 発達教育センターより、説明をお願いします。

報告(3) 発達障がいのある児童生徒への支援

～学校での取組みの現状について～

福岡市発達教育センターより説明後、議事に移る。

(委員)

通級指導教室は保護者の希望が多く、逆説的だが、本当に通勤指導教室を受けたいとなると自分の子供の診断やアセスメントをして欲しいという希望が療育センター側にくるため、保護者としてしっかり相談を行い、通級指導教室の利用につなげることができる。

今一番心配なのが通常のクラスにいて通級教室に繋がっていない子どもたち。その子どもたちが学校の中で困り感があるため学校生活支援員がついていると思うが、その子どもたちのしっかりした診断や今後に向けてのアセスメントがどうなっているのかが懸念である。何らかの困り感があり一時的に学校生活支援員をつけるとなると、基本的にその保護者の子どもに対する理解やその子どもの特性が、きちんとアセスメントされ学校生活支援員に繋がっているのか聞きたい。

(事務局)

確かに、通常の学級でどこにもまだ繋がっていないケースは多い。通級指導教室を希望する場合は、必ず診断を受けることになるため、それをきっかけに医療機関とつなぐように学校側と話すことはある。また最近、学校の中のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに保護者が相談をし、この中で医療機関をすすめていることもある。

ただ、医療機関に行くことに抵抗を感じている保護者が多く、引き続き粘り強く話していかなければと思う。

(委員)

学校生活支援員の資格やどういう基準で採用をしているのか、現場で実際に子どもたちと接するので、重要な役割ではないかと思う。

(事務局)

学校生活支援員は、資格要件はない。公募により試験を実施し、各学校で採用している。採用後は、発達教育センターで研修を実施している。基本的には学級担任が中心となって学級担任の補助を行うことになる。

(委員)

学校生活支援員が、熱心で様々な経験や知識のある方だと安心して対応できると思う。

担任の指示のもとに支援することになるが、学校生活支援員が直接子どもに接していく、判断していくような場面もあると思うので、一定の資格要件や経験などの判断基準があればと思う。

(委員)

各学校での採用としているのは、学校生活支援員については必ず校内支援委員会で、その子の個別の指導計画支援計画を作成し、それに基づき支援を行うことになっている。

子どものそれぞれのいろんな特性を一番よく知っているのが学校でその子に合った支援員を採用できるようにというところである。

ただやはり支援員の経験や力量、学校側の支援体制などで、各学校に差が出てきている。

そのような状況を踏まえ、教育委員会としては校内の支援体制をしっかり作るため、支援員に基礎的な研修を実施している。学校に対しては、学校がリードしその子に合った支援方法をしっかり考えられるように連携協議会等を通し校内の支援体制のバックアップを行っている。

(委員)

虐待などの子どもの中に、発達障がいなどの特性があるかもしれないということで、学校と連携をとっているが、1点伺いたい。通常の学級で特別な支援を要する児童生徒数が

急増し、発達障がいの可能性のある児童生徒数は 3443 人となっているが、この数は診断がついた数ではないと思うが、どのような数字になるのか。

(事務局)

この数字は診断のある子とチェックシートを用いて、担任の先生が判断し、発達障がいの可能性がある子たちの数である。

(委員)

担任の先生がちょっと気になっている子どもに対して、どのようなアプローチをされているのか。学校現場で発達障がいの子どものを支える仕組みや特別支援学校、通級指導教室、通常の学級で配慮していることがわかったが、そこに乗れていない子どもにどういう対応をしているのか。

例えば、保護者が子どもを叩いたり暴言を吐いたりして相談があるが、明らかに発達に問題があり、そのことを保護者や学校にフィードバックし、家庭や学校で適切な対応をしないと二次障がいになることもある。そこを防止する上でも、保護者に対して仕組み等の説明をしていただきたい。

(委員)

チェックシートは、まず担任がチェックをし、そのあと校内支援員会で話し合い、数をあげてもらっている。

まずは、配慮が必要な子どもについては学校全体で共有し、校内支援委員会の中でその子どもに対するどんな支援が必要なのかを協議し、必要に応じて福祉関係者や医療関係者と繋がっていくようにしている。

発達教育センターとしては、主として校内体制の充実や、他の機関につなぐことで子どもたちに対する支援の充実を図ることを考えて取り組んでいる。

(委員)

その中で、できれば保護者へ発達障がいの可能性があることを伝えていただき、子どもに対しての家庭でも対応などについて、相談機関に行くように薦めていただきたいと思う。

(委員)

学校現場の問題が本当に大きいと思う。先生が、「発達障がいがあるなら、専門でないからわからない」と、はっきり言う。これだけ発達障がいの子どものが増えている中で、学校の先生にきちんと対応していただきたいと思う。

通級指導教室を受けるニーズは高いが、ハードルも高い。発達教育センターを案内され、ホームページを見たら障がいの相談機関と書いているので保護者はショックを受けてしまう。問題が深刻化する前に、学校の中で対応していく姿勢をとらないといけないのではと思う。

(委員)

学校現場に対して、特別支援教育は、特別なものではない、専門じゃないからわからないということは通らないと伝えている。学校は学習指導要領に基づいて教育を行うことになっているが、現在の学習指導要領の各教科には、例えば、字が読み取りにくい子どもへの支援方法などが必ず書かれている。

これは、通常学級に、発達障がいの子がいるという前提で、国が示しているものである。

専門性というととても高い専門性を想像されるかもしれないが、専門性には通常の学級の教員の専門性、通級指導教室の専門性、特別支援学級の教員の専門性、特別支援学校の教員の専門性というような違いがある。いろいろな専門性がある中で、発達障がいに限ら

ず障がいのある子への基礎的なところの専門性については、全ての教員が持っていなければならないということを、繰り返し伝えていきたいと思う。

(委員)

成人期の発達障がいの親の会だが、私たちの子どもの場合は小さい頃変わっているということが、大きくなって特性だということを知ることになる。

特性を持っていたら、子どもたちは中学、高校、大学、就労と、だんだん大きくなるにつれて、特性が固まり支援をしても、時間がかかってしまう。発達障がい者の当事者の話を聞く機会があった。その方は、自分はものすごく困っていたが、親は自分の困っていることを何も知らなかった。特性は十人十色だからこそ、小さいときに早く気づき早めの支援を行えたら、当事者の生きづらさが少しでも軽減されるのではと思う。

学校で支援に繋がってない子の保護者に対して言葉や言い方を工夫して何とか支援に繋がるようにしてほしい。

(事務局)

発達障がいは早目に発見して早期の支援につなげていくことが、大事である。

発達教育センターや発達障がい者支援センター、未就学児であれば療育センター等で、早期の診断ができる機関で発達障がいや特性を把握し、関係機関と連携しながら支援をしていくことが大切であるため、引き続き、しっかり関係機関と連携しながら、また、この協議会で出た意見を踏まえながら取り組んでいきたいと思う。

最後に、報告 4、発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の実施設計の概要について、事務局よりご説明を行う。

報告（4）発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の実施設計の概要について

事務局より説明後、議事に移る。

(委員)

施設が出来上がり、発達障がい者支援センターと就労支援センターや中央フレンドホームとそれぞれ違う組織が入ることになる。うまく連携できるような仕組みがはっきりわかるといいと思う。

(事務局)

施設については、それぞれが使うスペースというのは明確に分かれている。ただ、運営していく中で空いてる部屋の利用等について相互に話し合いながら連携を図っていく必要はあるかと思う。今後、運営面も含めて詰めていくことになるが、利用者や相談者にとって、何が一番いいのかを考えながら進めていきたいと思う。

(事務局)

以上で、本日の議事が終了した。

今回いただいた意見踏まえ、今後の対応等について検討していきたい。

これをもって、令和3年度福岡市発達障害者支援地域協議会を閉会する。